

関連意匠登録番号記録部	
順位番号(付記)	甲 区
順位番号(付記)	乙 区
順位番号(付記)	丙 区
順位番号(付記)	丁 区
順位番号(付記)	国際登録事項記録部
順位番号(付記)	登録事項

第五條 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」の下に「第六十二条」を加える。
第三条第三項中「第八号まで」の下に「及び第十四号」を加え、同項に次の一号を加える。
十四 意匠法第六十条の六第三項に規定する国際意匠登録出願(以下「国際意匠登録出願」という)に係る拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、ジュネーブ改正協定第十六条(i)に規定する国際登録の所有権の変更(拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合)に於けるものに限る。があつた後最初にされるもの。
第六條第一項中「第六十条の三」を「第六十条の二十四」に改める。
第十條第五十二号中「第六十条の三」を「第六十条の二十四」に改め、同条第五十四号及び同条第五十八号中「該当する場合」の下に「及び国際意匠登録出願に係る情報(拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。)」について請求する場合」を加える。
第二十三條第一号中「別表第一の」の下に「一から四まで、六及び七の項の」を加え、同号イ中「限る。」の下に「並びに国際意匠登録出願に係る第十條第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十五号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十二号までに掲げる手続(拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合)にするものを除く。一」を加え、同号イ中「実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項」の下に「同法第六十条の十第二項」を加え、同号ロ中「第六十条の三」を「第六十条の二十四」に改め、同号ハを「力」に改め、同号カ中「ヨ」を「タ」に「第六十条の三」を「第六十条の二十四」に「ワ」を「力」に改め、同号力を同号ヨとし、同号ヌから同号ワまでを「一」ずつ繰り下げ、同号リの次に次のように加える。

又 意匠法第六十条の七の規定による同法第四條第二項に規定する意匠であることを証明する書面の提出
第二十三條第二号中「ヨ」を「タ」に改め、同条第三号中「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十五号」を「第二十六号」に、「ヨ」を「タ」に改め、同条第四号中「五まで」を「四まで及び六」に改め、同条第七号中「イからホまで」を「イからハまで」に改め、同号ホを同号ヘと、同号ニを同号ホと、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。
ハ 国際意匠登録出願に係る審査官が行う査定若しくは決定又はこれらの取消し
第二十三條の四第一号中「ヨ」を「タ」に、「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同条第二号中「ヨ」を「タ」に、「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同条第二十一号中「ヨ」を「タ」に改める。
第三十四條の二中「第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第三十号から第三十二号」を「第二十二号、第二十三号、第二十八号及び第三十一号から第三十三号」に改め、別表第一の」の下に「一から四まで、六及び七の項の」を加え、「第二十三号から第二十五号まで及び第三十四号」を「第二十四号から第二十六号まで及び第三十五号」に改め、同条第五号中「実用新案法第十一條第一項、意匠法第十五條第一項」の下に「同法第六十条の十第二項」を加え、同条第三十四号を同条第三十五号とし、同条第三十三号を同条第三十四号とし、同条第三十二号中「第二十八号まで、第二十九号(国際出願に係る物件の提出を除く。)、第三十号」を「第二十九号まで、第三十号(国際出願に係る物件の提出を除く。)、第三十一号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第三十一号中「第六十条の三」を「第六十条の二十四」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第三十号中「第三十一号」を「第三十二号」に、「第六十条の三」を「第六十条の二十四」に、「第二十八号」を「第二十九号」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十九号を同条第三十号と、同条第二十八号を同条第二十九号とし、同条第二十七号中「第二十六号」を「第二十七号」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十六号から第二十六号までを「一」ずつ繰り下げ、同条第十九号の次に次の一号を加える。
二十 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

第三十四條の二に次の一号を加える。
三十六 国際意匠登録出願に係る別表第一の五の項第三欄に掲げる手続
第三十四條の五中「掲げる手続」の下に「国際意匠登録出願に係る手続については、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。」を加える。
第六十一條の次に次の一号を加える。
(意匠法施行規則の準用)
第六十二條 意匠法施行規則第二條の二から第二條の四までの規定は、法又は法に基づく命令の規定による手続に準用する。
別表第一の六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次の一項を加える。

五 国際意匠登録出願	第十條第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十五号から第四十七号まで、第五十一号から第五十三号までに掲げる手続(拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合を除く。)	第二十三條の四第一号から第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十一号及び第二十二号に掲げる通知又は命令(拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合を除く。)
------------	---	--

様式第七の備考3中「整理番号を記載する。」の下に「国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「出願番号」を「出願日」とし、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第六條の6第一項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「出願日」の次に「整理番号」の欄を設けて、「一」のようにハテナンブを記載し、「手数料の表示」の欄の次に「その他」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第六條